椎八重公園（三股町役場提供）

MIYAZAKI 中央会だより 4

April 2021
No.706

■ CONTENTS

特集 …… [P1]
①働き方改革（同一労働・同一賃金）
②健康経営について
インフォメーション …… [P5]
レポート …… [P8]
情報連絡員報告 …… [P11]
令和3年2月期

宮崎県中小企業団体中央会

宮崎労働局雇用環境・均等室

働き方改革関連法「同一労働・同一賃金」（パートタイム・有期雇用労働法）の中小企業への適用について ~2021年4月1日~

少子高齢化の進行に伴い、労働力人口が減少していくなかで、多様な人材の確保が必要になっていますが、現在いわゆる非正規労働者は、雇用者全体の約４割を占めています。その内訳は、女性や高齢者が多い中で、近年では、若年者や就職氷河期世代の他、世帯主のパートタイム労働者や有期雇用労働者も見られます。働く者の様々なニーズに合った働き方が求められる一方で、非正規労働者の待遇については、正社員と比較して必ずしも働きや貢献に見合ったものになっているとは言えない状況もあります。

今回の法改正の目的は、同一の企業内における正社員と非正規労働者の間の不合理な待遇差の解消し、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられることを可能にすることで、多様で柔軟な働き方を選択できるようにすることです。

つまり、単に雇用形態の違いのみによって差を設けるのではなく、「職務の内容や配置の変更の範囲（人材活用の仕組み）等」をもとに、労働者を適正に処遇し、非正規労働者が意欲や能力を十分に発揮し、その働きや貢献に応じた待遇を得ることのできる「公正な待遇の実現」を目指しています。

大企業では、すでに2020年4月より適用されています。

ここでは、改正点について大きく３点説明します。

①不合理な待遇差の禁止
②労働者に対する、待遇に関する説明義務の強化
③行政による事業主への助言・指導や裁判外紛争手続き（行政ADR）の整備

まず、①不合理な待遇差禁止についてですが、同一企業内において、正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当などあらゆる待遇について、「不合理な待遇差を設けること」が禁止されました。

差がある場合は、その待遇ごとに合理的な説明のできる内容になっていることが必要です。

その際に判断基準となる「均衡待遇」と「均等待遇」について説明しますと「均衡待遇」とは、①職務内容（業務の内容と責任の程度）②配置の変更範囲（人材活用の仕組み）③その他の事情の違いを考慮して、正社員との不合理な待遇差を禁止するものです。「均等待遇」とは、①職務内容（業務の内容と責任の程度）②配置の変更範囲（人材活用の仕組み）が正社員と同じ場合は、差別的取り扱いを禁止するものです。

均衡待遇については、個々の待遇ごと（基本給、賞与、役職手当等）に、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化し、判断しやすいように「同一労働同一賃金のガイドライン」が平成30年に告示されており、これは、正社員と非正規労働者が存在する場合に、いかなる待遇差が不利益なものであり、いかなる待遇差は不利益とならないかについて、原則となる考え方と具体例を示しています。

例えば、「基本給」であれば、

①労働者の能力又は経験に応じて支給するもの
②労働者の業績又は成果に応じて支給するもの
③労働者の勤務年数に応じて支給するもの

と大きく３つに分け、同一であれば同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければならないとされています。

また、「昇給」について、労働者の勤続による能力の向上に応じて行うものについては、同一であれば同一の、違いがあれば違いに応じた昇給を行わなければならないとされています。

「賞与」についても、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、同一であれば同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければならないとされています。これまで非正規労働者には、賞与を全く支給してい

なかったという会社もあると思いますし、各企業で様々な基準（目的）で支払われていると思われますが、仮に非正規労働者に賞与を支給しない場合、本当に説明がつくかどうか性質や目的に照らして確認し、必要に応じて、賞与の支給の見直しを検討していただきたいと思います。

また各種手当についてですが、「役職手当」については、役職の内容について支給するものについては、同一であれば同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければならないとされています。この他、「特殊勤務手当」「通勤手当・出張旅費」「単身赴任手当」など、それぞれの手当の性質・目的に応じて支給を求めることとしています。

特に通勤手当や、食事のための休憩時間がある労働者に対する、食事手当、食堂、休憩室、更衣室といった福利厚生施設の利用、転勤の有無等の要件が同一の場合の転勤者用社宅、慶弔休暇、健康診断に伴う勤務免除・有給保障については、同一の利用・付与を行わないとならない可能性が高いものです。

最終的には、個々の待遇差の合理性について、民事裁判で判断されるものですが、まずはこのガイドラインに基づき各社で検討していただくことが必要です。

ガイドラインに照らして、曖昧な部分については、正社員との差異について労使間で十分議論を重ねて決定していくことが重要になります。例えば、「パートだから」「将来の役割に対する期待が異なるから」という主観的・抽象的な説明では足りず、待遇の相違は、あくまでも職務内容等に照らして、合理的なものとなっているかどうか（不合理なものでないこと）を念頭において対応してください。

2点目の改正点は、労働者に対する待遇に関する説明義務の強化です。

まず、雇用の際、有期雇用労働者についても、本人に対する雇用管理上の措置の内容（賃金、教育訓練等）についての説明義務が創設されました。これは、従来のパートタイム労働法でパートタイム労働者に規定されていた内容を有期雇用労働者に拡大したものです。

また、新にパートタイム労働者や有期雇用労働者から求めがあった場合に、「正社員との待遇差の内容・理由等に関する説明義務」が創設されました。正社員と待遇差がある場合に、どのような待遇差があるのか、またなぜそのような待遇差が生じているのかについて、労働者が説明を求めた場合には、会社は説明をしなければなりません。具体的には資料（賃金規定等）を活用しながら口頭で説明することを基本とします。さらに説明を求めたことを理由として不利益な取り扱いをすることは禁止されています。

3点目は、行政による事業主への助言・指導や裁判外紛争手続き（行政ADR）の整備です。

パートタイム労働法で規定されていた、紛争解決援助、調停制度が、有期雇用労働者や派遣労働者にも適用されることとなりました。これらの制度は、労働者、事業主双方から利用を申し立てることができ、裁判よりも簡易・迅速に労使間の紛争を解決する手段としてメリットがあるものです。行政サービスのひとつとして、活用をご検討いただきたいと思います。

パートタイム・有期雇用労働法が２０２１年4月よりすべての企業へ適用となりました。同一労働・同一賃金は、少子高齢化、働き手の不足により様々な立場の労働者が多様な働き方を求める時代の変化に合致した考え方であり、公平性の基準として本来の意義を発揮します。

多様な雇用形態で働く人々が、待遇に納得した上で、意欲や能力が発揮できるよう賃金や手当等の見直しをお願いします。

特集②

知って実践しよう「健康経営®」

健康経営® とは？

事業主が従業員の健康づくりを積極的にサポートし、従業員が健康で元気に働く職場を作る経営方針のことです。

経営面でのメリット

- **生産性の向上**
  モチベーションや業務効率の向上
- **保険料負担の抑制**
  給付金の支払い減少
  医療費負担の削減
- **イメージアップ**
  企業イメージの向上
  有望な新戦力の獲得
- **リスクマネジメント**
  労災事故の防止
  リスクの低減

企業価値の向上

健康経営® はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

健康宣言 とは？

事業所が自社の健康づくりの取り組み目標を社内外に宣言し、健康課題の解決に取り組みます。そして協会けんぽ宮崎支部が、その目標の実施から結果までをサポートします。

健康宣言事業所を募集します！

協会けんぽ宮崎支部は、事業主の皆様に『健康経営®』に取り組んでいただくためのお手伝いを行っています。健康宣言はその最初のステップです。

事業主様のリーダーシップのもと、従業員の皆様とともに健康づくりに取り組んでいただき、目標が達成できますと「健康宣言優良事業所」の認定証を贈呈いたします。

事業主様が職場の「健康づくりに取り組む宣言（健康宣言）」を行い、ご応募いただくことで、御社の取組テーマに応じた様々なサポートをご提供します。

健康経営と労働市場の関係

経済産業省が実施したアンケートによると、「従業員の健康や働き方への配慮」は就活生・親双方で特に高い回答率を占めました。健康に配慮する企業イメージがいかに重要な要素であるかということを示唆しています。

就活生 Q.将来、どのような企業に就職したいか。(3つまで)

就活生の親 Q.どのような企業に就職させたいか。(3つまで)

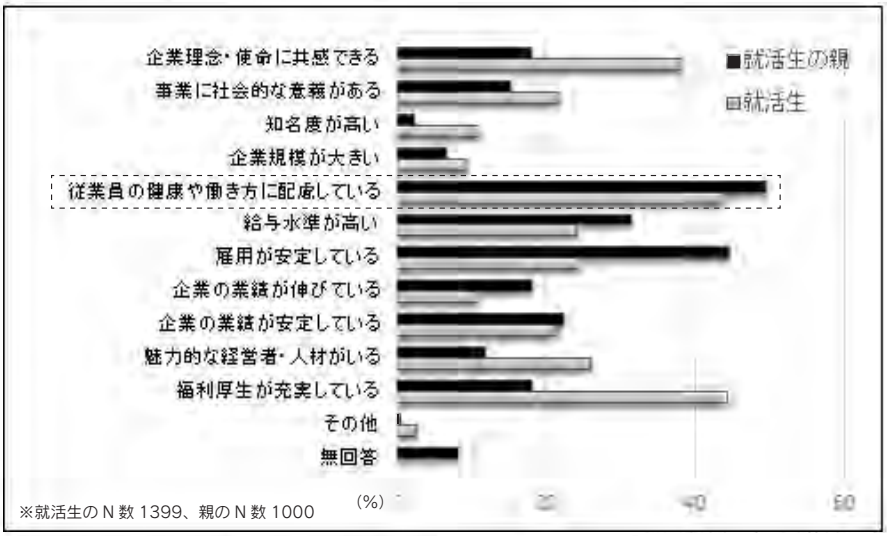

※就活生のN数1399、親のN数1000

(参考) 就活生 就職にあたり親の意見を参考にするか。

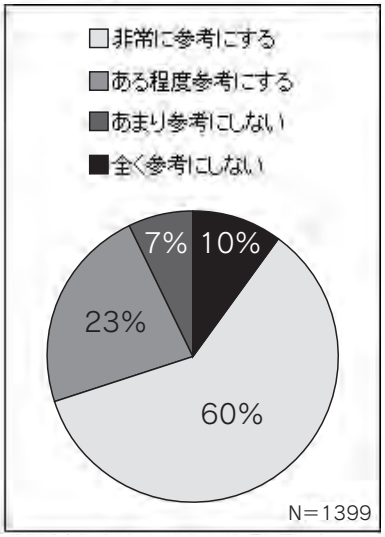

(出典)経済産業省 商務情報政策局「第13回健康投資WG事務局説明資料①」より抜粋

健康宣言申込みから認定までの流れ

	事業主様	協会けんぽ宮崎支部
①現状のチェック	・まず、御社の「現状のチェック」です。チェックシートを使って採点してみましょう。	
②健康宣言の申込み	・現状を踏まえて、優先して取り組むテーマを決めましょう。 ・テーマが決まったら、応募用紙「健康宣言書」をファックスでお送りください。(協会けんぽ宮崎支部HPよりダウンロードできます。)	・エントリー完了後、宮崎支部から「健康宣言の証」をお送りします。
③健康づくりをスタート	・「健康宣言の証」を事業所内に掲示して、職場の健康づくりをスタートしましょう。 ・事業主様がリーダーとなって取り組むことが重要です。	・取組テーマに合わせて、宮崎支部がサポートいたします。
④達成状況のチェック	・「健康宣言実施結果レポート」で、達成状況をチェックしてみましょう。 ・一定点数をクリアできたら、実施結果レポートを宮崎支部に郵送してください。	・「健康宣言実施結果レポート」80点以上で「銀の認定証」をお届けします。
⑤目標達成で「健康優良事業所 銀賞」の認定	**「銀の認定」をクリアしたら、次は「金の認定」にチャレンジしましょう！**	・次に取り組むテーマに合わせて、宮崎支部がサポートいたします。

お申込み・お問い合せ先

全国健康保険協会 宮崎支部
協会けんぽ

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4
第一宮銀ビル5階
電話 0985-35-5364(代表)

INFOMATION

中央会青年部が「＆GO宮崎プロジェクト」に参加しています

「＆GO宮崎プロジェクト」とは、県内4つの商工青年団体が、新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている観光業や飲食業、また日々懸命に医療現場で従事いただいている方々に対し、県民一丸となって支えあうことを目的にオリジナルのマスクとブレスレットを販売、その収益を「新型コロナ宮崎復興応援寄附金」に寄付する活動であり、中央会青年部も参加しています。

3月16日（火）に河野知事にプロジェクトの趣旨と活動開始を報告、4月1日より1セット（マスク1枚、ブレスレット1個）2,200円（税込み）で販売を開始しております。「＆GO宮崎プロジェクト」の活動について趣旨を御理解いただき、皆様の御協力をお願いいたします。

▲プロジェクト始動

▲マスク&ブレスレット

INFOMATION

組合の変更登記申請手続について

登記の申請は、組合等の代表者又はその代理人が自ら登記所（法務局）へ持参する方法のほか、郵送や商業法人登記のオンラインによる申請も可能となっています。

また、登記申請書には、会社法人等番号の記載が必要になっています。宮崎地方法務局ホームページや本会ホームページ等を御確認の上、作成ください。

なお、変更登記申請に際して、添付書類（認可書や議事録の原本等）の郵送による返却を希望される場合は、あらかじめ郵便切手を貼った返信用封筒を同封してください。

主な変更登記事項

登記を怠ると過料が科せられます！ 必ず提出期限を守って申請しましょう。

出資総口数及び払込済出資総額変更登記	提出期限：事業年度終了後4週間以内 ポイント：①都度毎に変更登記が可能ですが、事業年度終了後にまとめて行うことも可能です。 ポイント ②添付書類として変更を証する監事の証明書が必要ですので、忘れないようにしましょう。
代表理事変更登記	提出期限：変更後2週間以内 ポイント：就任承諾書は理事会の議案で代表理事、副理事長、専務理事等の選任を行い、議事録に「それぞれ就 ポイント 任を承諾した。」と記載すれば、不要となります。 ポイント ※登記申請書に「代表理事の就任承諾書は、理事会議事録の記載を援用する。」という記載を忘れな ポイント いでください！
事務所の変更登記	提出期限：移転日から2週間以内 ポイント：①他の市町村に移転する場合、事前に定款変更が必要になります。 ポイント ②定款変更認可申請を行う場合、事前に総会で決議して所管行政庁の認可を受けましょう。
その他（名称、地区、公告、事業）の変更登記	提出期限：定款変更認可書到達後2週間以内 ポイント：定款変更の認可が必要な変更登記は、認可書の到達後2週間以内に登記が必要です。認可日ではなく登記期限は届いた日から起算しますので御留意ください。

中央会ホームページ「様式ダウンロード」のお知らせ

中央会のホームページでは、決算関係書類、役員変更届出書類等のひな形を簡単にダウンロードすることができます。ぜひ御利用ください。

こちらをクリック!!

ダウンロードができる内容

1 行政庁への提出書類作成の手引
2 総会議案書関係
3 登記関係
4 総会・理事会関係
5 規約・規程例
6 事務管理関係
7 行政庁への届出書類関係
8 設立関係
9 定款参考例

INFOMATION

令和元年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（4次締切）の採択結果について

本会で公募しておりました「令和元年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金〔一般型・グローバル展開型〕（4次締切）」（公募期間：令和2年8月4日～令和2年12月18日）については、全国で10,312者からの申請があり、全国採択審査委員会において厳正な審査を行った結果、本県分として21者、全国で3,178者が採択されました。

本県分の採択企業一覧は下記のとおりです。

（受付番号順）

	企業名	事業計画名	採択種類
1	株式会社Ａｉｒ　Ｄｕｃｔ	プラズマ切断システム導入による厚物鉄板加工事業参入と生産性向上	通常
2	有限会社古川製作所	分割型生産ライン工程集約による高生産性実現と産業用ロッボト市場新規参入	特別
3	進和技研株式会社	高付加価値設備導入による工程集約及び高能率加工実現と新規販路開拓	特別
4	有限会社いろは企画	製本の自動化による安定供給体制の確立と顧客要望に合わせた多彩な製本による販売拡大計画	特別
5	株式会社モリナガ	レーザー加工機導入によるＰＢ商品開発及びＷｅｂ通販での販路開拓計画	特別
6	株式会社シートメタルヒラカタ	コロナ禍を乗り切る！経営の安定化を目的とした新生産方式導入による販路拡大事業	特別
7	聖天株式会社	新型錬条機の導入による紡績工程の生産性向上とコスト低減による競争力強化	通常
8	有限会社お菓子の南香	高生産性と保存期間延長を実現する自動包装機導入によるＥＣ販路の拡大	通常
9	株式会社ヨコム	０．５デニールの極細繊維を使った単層式吸音材（新商品名：ＹＣＭ）の開発及び販売	通常
10	ランバー宮崎協同組合	木材のトレーサビリティサービスの提供と、顧客との図面等を使用した打合せのＷｅｂ化	特別
11	株式会社サンロード出荷組合	最新農業設備導入による「にら」の出荷関連作業の機械化と地元農家への貢献	特別
12	有限会社西田文栄堂	生産性向上へのデジタル化と付加価値モデル印刷通販サイトの構築	通常
13	株式会社三興運輸	ＩＣＴ建機の活用による土工工事の内製化率の向上、競争力強化による販路開拓	通常
14	株式会社あとひき本舗	地域のブランド芋を使用した「ひとくち焼き芋」の生産性と品質の向上	特別
15	有限会社旅工房	新機能のバッティングマシン導入による売上倍増計画	特別
16	平田畳店	高速かつ作業省力化でき薄畳にも対応する框縫機を導入し生産性を向上する事業	特別
17	樋口産商株式会社	4農業用ビニール製品の完全機械加工化の推進と新サービス立ち上げ	特別
18	有限会社尼ヶ塚商店	顧客の水洗い手間を完全に削減する高品質な無洗米 加工機の導入	通常
19	有限会社日南ファミリーソーイング	自動裁断機を導入して品質・生産性の向上を図り、地域経済の発展に寄与する事業	特別
20	有限会社富永精画	ＣＮＣ成型研削盤導入による金型部品増産体制の確立	特別
21	有限会社九南サービス	ネットショップ向け受注管理・在庫管理システム導入による供給体制整備および生産性向上	通常

お問合せ先　**ものづくり補助金事務局サポートセンター　TEL:050-8880-4053**

INFOMATION

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金について

本補助金は、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。

6次締切は令和3年5月13日(木)17時までとなっていますので、設備投資等を御検討中の事業所の皆様はぜひ御応募ください。

■一般型

概　　要	中小企業者等が行う「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援
補助対象者	日本国内に本社及び補助事業の実施場所を有する中小企業者
補助金額	100万円～1,000万円
補　助　率	【通常枠】中小企業者1/2、小規模企業者・小規模事業者2/3　**【低感染リスク型ビジネス枠特別枠】2/3**
設備投資	単価50万円(税抜き)以上の設備投資が必要
対象経費	【通常枠】機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 【低感染リスク型ビジネス枠】**上記に加えて、広告宣伝費・販売促進費**

■グローバル展開型

概　　要	中小企業者等が海外事業の拡大・強化等を目的とした「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援（①海外直接投資、②海外市場開拓、③インバウンド市場開拓、④海外事業者との共同事業のいずれかに合致するもの）
補助対象者	日本国内に本社及び補助事業の実施場所を有する中小企業者
補助金額	1,000万円～3,000万円
補　助　率	中小企業者1/2、小規模企業者・小規模事業者2/3
設備投資	単価50万円(税抜き)以上の設備投資が必要
対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費、海外旅費

■補助対象要件

次の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明していること。

① 事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加

② 事業計画期間において、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を地域別最低賃金＋30円以上の水準にする

③ 事業計画期間において、事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加

他にも、類型毎の要件等もございますので、詳しくは、ものづくり補助金総合サイト(https://portal.monodukuri-hojo.jp/)を御覧ください。

お問合せ先　**ものづくり補助金事務局サポートセンター　TEL:050-8880-4053**

INFOMATION

宮崎県飲食関連事業者等支援金について

令和３年1月7日に発令された新型コロナウイルス感染症に関する県独自の緊急事態宣言に伴って要請された飲食店への時間短縮営業によって、直接的な影響を受けた中小企業者に対し支給される支援金です。

支援金額・回数

1事業者あたり２０万円、支給回数は1回

対象事業者

1 所在地要件

2020年12月31日までに開業し、宮崎県内に本店・主たる事業所があること（法人の場合、本店であること）。

※2021年1月以降に開業した事業者、県外に本店があり県内支店がある場合は対象になりません。

2 規模要件

中小企業基本法に定める**中小企業者**であること(法人、個人事業者は問いません)。

3 業種・取引要件

飲食店の時間短縮営業に伴い、直接的な影響を受けた事業者で、下記の①～③のいずれかに該当する事業者であること。

①**営業時間短縮要請に応じ、協力金を受給した県内飲食店と直接取引がある事業者**

②**タクシー事業者**　一般乗用旅客自動車運送事業の許可を有する者

③**自動車運転代行業者**　自動車運転代行業を営む者として公安委員会の認定を受けた者

4 売上要件

飲食店との取引以外も含めた事業者の総売上について、①及び②の両方を満たす必要があります。

①**2021年1月又は2021年2月の売上が2020年の同月比又は2019年の同月比で50%以下であること。**

②**①の比較対象となる2020年又は2019年の単月の売上が10万円以上であること。**

5 欠格要件

以下①～④のいずれかに該当する場合は、支給は受けられません。

①2021年1月7日に発令した宮崎県独自の緊急事態宣言による時間短縮要請に関する協力金の支給を受けた者

②国、法人税法別表第1に規定する公共法人

③政治団体、宗教上の組織若しくは団体

④暴力団、暴力団員等反社会勢力又は反社会勢力と関係を有する者

申請書類

①宮崎県飲食関連事業者等支援金申請書(様式第1号)

②宮崎県飲食関連事業者等支援金請求書(様式第2号)

③確定申告書の写し

④業種・取引を確認できる書類

⑤売上が確認できる帳簿(写)

⑥本人確認書類(個人事業者のみ)

⑦2020年2月2日以降の新規開業者のみ

・宮崎県飲食関連事業者等支援金新規開業特例計算書(様式第5号)

・上記に記載した月の売上が確認できる帳簿等(写)

・税務署提出の開業届の写し

⑧支援金振込先口座情報がわかるもの

受付期間・提出先

受付期間：2021年3月15日(月)～2021年5月31日(月)(消印有効)

※確定申告に記載した住所が存する地域を管轄する**商工会議所又は県商工会連合会に郵送で御提出**ください。

お問合せ先

宮崎県飲食関連事業者支援金コールセンター　電話：0985-69-3500（平日午前9時から午後5時まで）

※申請書類の提出先とは異なりますので御注意ください。

※県庁ホームページから申請要領や提出様式を御覧いただけます。

※申請要領等は、県庁本館1階県民室、各地の総合庁舎にある県政相談室でも配布しています。 宮崎県飲食関連事業者等支援金 検索

REPORT

STOP！コロナ差別 ～オールみやざき共同宣言～

2月24日(水)に県防災庁舎において、本県の行政、議会、医療、福祉、経済、教育など関係団体の代表が集まり、差別・誹謗中傷の防止に向けた「STOP!コロナ差別」の共同宣言の発出式を行いました。

引き続き、県民一丸となってコロナ差別撲滅の取組に、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いします。

REPORT

宮崎県レディース中央会が研修会を開催しました

3月10日(水)に女性経営者等資質向上支援研修会を対面及びオンライン(Zoom配信)を併用して中央会研修室で開催しました。

研修会では、一般社団法人みやざき公共・協働研究会 BCPアドバイザー 黒岩雄二氏を講師にお迎えし、「もしも職場でクラスターが発生したら！～身近で起こりうるコロナ発生時の対策について《BCPの観点から》～」というテーマでお話いただきました。

なぜクラスターが発生するのか、また、クラスターを回避するための対策やクラスター発生時にやるべきことなど、事例を交えてお話いただき、参加者も熱心に耳を傾けていました。

コロナ感染症予防対策については参加者も日頃から予防に取り組んでいますが、今後、更に予防意識の高まる研修内容となりました。

研修会後半では、今後起こりうる南海トラフ地震など、大きな災害が発生したときの対策等についてもお話いただき、大変有意義な研修会となりました。

▲研修会風景

▲講師：黒岩雄二氏

REPORT

宮崎県官公需適格組合協議会が研修会を開催しました

3月16日(火)に、宮崎県官公需適格組合協議会研修会を宮崎観光ホテルで開催しました。

まず、新規会員予定者として、証明を新規取得した宮崎管工事協同組合の専務理事井黒幹雄氏に組合の概要と証明取得に至った経緯等を説明していただきました。

次に、社会保険労務士法人金丸労務管理事務所代表社員・所長の特定社会保険労務士の金丸憲史氏から「コロナ禍における労務管理のポイント」をテーマに講演いただきました。約20名の参加者からは、大変参考になったと感想をいただきました。

▲協議会会長挨拶：河野宏介氏

▲宮崎管工事(協の)井黒幹雄氏

▲講師：金丸憲史氏

宮崎県中小企業団体中央会退職の御挨拶

前事務局長　松岡　弘高 氏

この3月末日をもちまして中央会を退職いたしました。４年間という短い期間ではありましたが、堀之内会長、矢野前会長をはじめ役職員、県内組合・企業、関係機関、全国・九州各県中央会事務局の皆様には大変お世話になりました。心からお礼申し上げます。

私は、前職の県庁時代、20年程前の中央会のことは承知しておりましたが、現在の当会は従来の組合支援に加え、国のものづくり補助金や県のフードビジネス支援事業を通じて、地域中小企業振興にも重要な役割を担っており、事務局の一員として大きな誇りとやりがいをもって勤務することができました。退職にあたり感謝の気持ちでいっぱいです。

昨年度はコロナ禍の中、皆様には組合運営や企業経営等に多大なご苦労があったことと存じます。新年度が、コロナ禍を乗り越え、皆様にとりまして活力と希望に満ちた素晴らしい年となりますよう、心から願っております。

宮崎県中央会は、新たな時代の要請に応え、皆様から信頼され必要とされる支援機関となるべく日々努力しております。今後とも御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

前連携企画課専門主幹　向井　衛 氏

このたび、３月末日をもって宮崎県中小企業団体中央会を退職いたしました。
宮崎県商工振興協同組合に採用され、宮崎県中小企業団体中央会に移籍して、色々な勉強と経験をさせていただき約３６年経ちました。今思えば楽しい職場でした。在職中は皆様からの御指導、御協力を賜り御礼申し上げます。

これからも宮崎県中小企業団体中央会を、お引き立ていただきますよう切にお願いしまして、退職の御挨拶とさせていただきます。

前ものづくり中小企業支援センターアドバイザー　加藤　裕彦 氏

ものづくり補助事業アドバイザーとして、平成28年度から5年間お世話になりました。この間多くの事業者の方と知り合うことができ、そして幅広い業種の方々から独自なものづくりやサービス開発の取り組みについて貴重なお話しを伺うことができました。ありがとうございました。ものづくり補助金を利用いただいた皆様にはその成果を活かしながら、また、コロナ禍を乗り越えて、ますますご繁栄されますことを心からお祈りいたします。

前ものづくり中小企業支援センターアドバイザー　大野　保郎 氏

３年間「ものづくり事業アドバイザー」として補助事業に邁進する中、退職することになりました。この間、事業者の皆様はじめ、関係者、事務局の方々にいろいろお世話になり、心から感謝いたします。

今後とも、これまでの皆様との交流や職務体験で培った貴重な財産を、人生の糧として大切にしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

前ものづくり中小企業支援センター事務職員　関　里美 氏

３月末日をもちまして、宮崎県中小企業団体中央会を退職いたしました。
在職中は、２９年度補正、３０年度補正、令和元年度補正のものづくり補助金等の事務職に携わってまいりました。ものづくりは、「人が人の事を考えて、人のためにものをつくる」ものだと改めて感心しました。

新型コロナの影響もあり大変だと思いますが、今後とも中央会にて色々な情報の収集をしていただき、宮崎県を盛り上げて欲しいと思います。

《 令和３年度中央会行事予定 》

第１回中央会正副会長会及び理事会

開 催 日：令和３年４月２７日（火）
　　正副会長会　午後１２時３０分～
　　理　事　会　午後１時３０分～午後３時
開催場所：宮崎市「ニューウェルシティ宮崎」

第５２回中央会青年部通常総会

開 催 日：令和３年５月１４日（金）午後４時～
開催場所：宮崎市「ＭＲＴ ｍｉｃｃ」

第６６回中央会通常総会

開 催 日：令和３年５月２８日（金）午後３時～
開催場所：宮崎市「宮崎観光ホテル」

宮崎県中小企業組合士協会通常総会・研修会

開 催 日：令和３年６月８日（火）午後３時30分～
開催場所：宮崎市「宮崎観光ホテル」

表紙紹介

三股町の東部に位置する「椎八重公園（しいばえこうえん）」。

４．６ヘクタールの園内に約６万本のクルメツツジと５０本の八重桜が、毎年４月頃に見頃を迎え、同時に咲き誇ります。園内の小高い丘の上に設置された展望台から見える真っ赤なつつじの絨毯は圧巻で、壮大なパノラマを楽しむ事ができます。

また、つつじの開花時期に合わせて、例年「椎八重公園つつじまつり」が開催されます。つつじの苗木やしゃくなげの苗木の配布も行われ、期間中、園内は大勢の花見客で賑わいます。（令和３年は中止。）

椎八重公園の他にも、５００本の桜を有する「上米公園」（見頃：３月下旬から４月上旬）、５００種３万本のしゃくなげを有する日本最大級のしゃくなげ公園「しゃくなげの森」（見頃：４月中旬）など、三股町の春は、花に囲まれたきらびやかな春です。

春の行楽シーズン、行き先に迷ったときは、ぜひ三股町のことを思い出してくださいね。

ほっとひと息

宮崎県中小企業団体中央会
理事 菊池良和

延岡は、城下町の歴史を色濃く残している町です。1603年に高橋元種が築城して以来、計5人の大名に統治され、7万石と石高は低いですが、最後の内藤家は譜代大名として123年と一番長く続き明治維新を迎えました。

市役所西側よりの水道局裏から緩やかに山を登ってゆくと、大きな北大手門があり、その先の石段を上がった右手に二の丸広場が開けます。毎年10月に「千人殺しの石垣」を背景とした能舞台を設営し、3千人近い観客を前に「薪能」が幽玄の世界へと導いてくれます。

また、その一段上の二階櫓跡を登ると本丸広場となって、その南斜面に城山ヤブ椿群があり、「延岡」や「牧水」などの延岡ならではの種類があるようで、濃い緑の葉のなかに色とりどりの椿が、探索の皆さんを楽しませてくれるようです。

さらにもう一段上に上がると、そこに天主台と鐘撞堂があります。ここからは市内が一望でき、三方の山々と東に大きく広がる日向灘を楽しむことができます。

牧水がまだ11、2歳で「若山繁」のころ、高等小学校時代からの親友「村井の武ちゃん」とよく遊びに上り、まだ当時珍しかった蒸気船が時折通過するのを見て楽しんでいたようです。城山公園は桜の名所でもあり、3月下旬ともなれば電飾が設けられ夜桜も楽しめます。40数年楽しんできた花見も昨年は自重しましたが、今年は地酒「千徳」を傍らに、桜と牧水に浸りたいものです。城山はまた野鳥の宝庫でもあり、季節代わりの小鳥も多く、毎月野鳥の会も開催されています。

そういえば、先日、『ちょっと　来て　来て』と、もうあと2年もすれば金婚式を迎える相方に呼ばれて見ると、ガラス越しに石造りの丸テーブルの上で、小鳥がみかんをついばんでいます。拙宅の狭い庭も、今の時期は梅、椿、木蓮などが春を迎えています。木蓮の芽を食べるときは鳥たちを叱っていますが、それでも時々みかんなどを小さく分け、置いているようです。

『うぐいすは綺麗ね～』『え？』私はちょっと迷って、それでも『あれはメジロよ』

『え？あれメジロ？うぐいすではないと？』艶やかな緑と胸元の優しい黄色は小さいながらも気品があります。『いつも来てるよ』でもメジロです。『ふ～ん、あれはメジロだったの・・・』

数日後、遊びに来ている幼い孫たちと『あの小鳥はメジロよ、メジロ』

もう、しっかりと春です。

（宮崎県自動車整備商工組合　理事長）

令和3年2月期

情報連絡員報告

情報連絡員 30名 / 回答者数 30名

全体概況 **DI値は、前月と比較して、売上高は4ポイント、収益状況は3ポイントの改善、業界景況は不変となった。**

【前年同月比の業界の景気動向】

(DI値)

業種	項目	売上高	収益状況	業界景況
製造業	食料品	☂	☂	☂
	木材・木製品	☂	☂	☂
	出版・印刷	☂	☂	☂
	窯業・土石	☂	☁	☂
	鉄鋼・金属	☂	☂	☂
非製造業	卸売	☁	☀	☁
	小売	☂	☂	☂
	商店街	☂	☂	☂
	サービス	☀	☀	🌡
	建設	☀	🌡	🌡
	運輸	☂	☂	☂

☀30以上 ☀-10～30未満 ☁-10～10未満 🌡-30～-10未満 ☂-30未満

※網掛けについては、特に悪化した項目　※DI値＝[(増加・好転組合数－減少・悪化組合数)／調査対象組合数]×100

【主要3指標DI値推移】

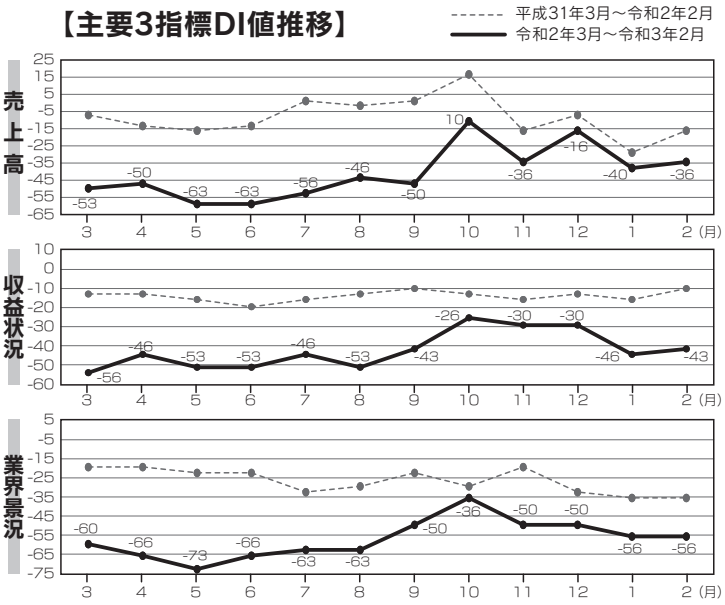

木材・木製品

製材業 2月の木製材業界の状況は、先月後半以降、原木の出材量はかなり順調になってきており、大きな値崩れもなく保合いで推移している。輸出は、中国の旧正月の影響で出荷は低調も、日本、特に九州地区からの輸出ペースは堅調である。旧正月以降の在庫動向が注目される。他方、製品の方は国産材の荷動きが年末をピークに下降傾向にあるものの、堅調を維持している。ただ、新規住宅着工戸数は18ケ月連続で減少しており、先々の需要には依然不透明さがある。

製材業(プレカット) 2月の加工実績は前年比85%だった。昨年度の2月が例年より受注量が多かったため、今回の数字が平年並みに近いものである。3月も昨年を下回ると予想しているが、4月以降は受注も徐々に回復すると思われる。繁忙期でないこの時期に次の備えを打っていきたい。具体的には、業務のIT化の促進やトレーサビリティーに関するシステム導入などを考えている。

木製品製造業 県外との取引も一部再開してはいるが、まだまだ見通しが立たない。

印刷

印刷・同関連業 今月も仕事量が例年の半分以下となった。本来ならば、年度末まで仕事が込み合う時期であるが休業状態である。組合員もいろいろと工夫しているが、受注確保にはまだまだ時間がかかりそうである。

印刷・同関連業 新型コロナウイルス感染症で、これだけ長期に影響を受けるとは想像していなかった。零細企業にとって削れる経費も少なく、抜本的な改革もできない。毎年、年度末には仕事の量が増えるが今年は期待できない。

窯業・土石製品

窯業・土石製品製造業 2月の状況は繰越し物件がほぼ完了し、新規発注の官公需と民需により安定した実績となる。前年同月比では83%と落ち込みはしているが、累計では136%と依然好調である。

窯業・土石製品製造業 今期出荷数量については昨年度を多少上回りそうである。来年度出荷量については低めに想定し、それに見合った予算の策定・実行を目指していく。いずれにしても生産設備の効率化・組合員の集約化が鍵になる。

卸売業

卸商業 少しづつセリ場に活気が出てきたように思える。県や経済連の花卉に関する支援には心から感謝している。

小売業

たばこ販売業 依然として新型コロナウイルス感染症の影響が大きいが、地方たばこ税を活用した分煙環境整備の要請・陳情活動が、各地で徐々にではあるが広がりを見せている。この活動は望まない受動喫煙を防止することを目的としているが、分煙環境の整

備を推進することで喫煙者の喫煙機会を増やし、結果的にたばこ税の増収につながることになる。たばこ税の恩恵を受ける行政は、ポイ捨て問題の解決を含め、喫煙所の整備を早急に行うべきではないかと考える。

小売商業 当月は、この一年間、生活必需品を求めるお客様により何とか持ち応えてきた状況が一変し、県独自の新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた緊急事態宣言による不要不急の外出自粛により、集客数が前年比20%弱の落込みとなり、売上も何とか踏ん張ったものの10%の落込みと、各業界と同様に厳しい局面となった。新型コロナウイルス感染症の発生件数は、落着きの気配があるものの、予断を許さない状況にあり、三密を避ける事と、マスクの着用、手洗い消毒の更なる徹底を呼びかけたい。

石油販売業 原油価格の高騰により仕入価格が大幅に上昇したが、緊急事態宣言に伴う外出や移動の自粛等により売上が落ち込み、販売単価に転嫁できず厳しい状況となった。

LPｶﾞｽ小売販売業 2月ＣＰ価格（サウジ通告価格）は605㌦／㌧（前月比プラス55㌦／㌧）。1月ＭＢ価格（米国産平均価格）＋（米国物流経費80㌦／㌧）は532㌦／㌧（前月比プラス117㌦／㌧）となった。対顧客電信売相場（1月平均）は104.69円／㌦（前月比マイナス0.15円／㌦）となった。パナマ運河の混雑による米国産ＬＰガスの到着遅延に加え、東アジアに寒波が襲来した影響で、日韓のＬＰガス需要が喚起されたことや冬季暖房需要の増加が要因となり、ＬＰガス価格は先月よりもさらに大幅に上昇した（5ヶ月連続上昇）。

商店街

延岡市 少しは昼の動きが出てきたが、夜の動きはなく相変わらず厳しい状況である。

宮崎市 売上がさらに減少した。

都城市 県独自の緊急事態宣言解除後、少しは人の往来もあるが、先の見えない状態がまだまだ続いている。

サービス業

観光業 昨年度に比べ仕事量が少し増えたが、昨年秋に予定していた旅行（修学旅行）が新型コロナウイルス感染症のため延期になったもので、我々も感染対策を万全に業務に望んだ。

自動車整備業 今月も前年比増となった。暇だと思う日がほとんどなく、仕事が途切れることがなかった。

自動車車体整備業 不要不急の外出を控えているので車の事故などが少ないため、車体修理の入庫が去年と比べてかなり減少している。

不動産業 コロナ禍における職員の感染予防対策や雇用条件への対応が必須になっている。新規事業拡大のための従業員の確保が難しい。

測量設計業 少しずつではあるが、コロナ禍の影響からの脱却が見られ、平常値に戻りつつある。年度末最終月に期待する。

建設業

管工事業 お客様サービスの向上は、みやざき水ビジョン2020の実施方策として挙げられている。組合としては、今後より良いお客様サービスを提供することを目的として、組合員の対応を検討するためのアンケートを実施し、新たな事業展開に繋がる組合活用策の提案の参考とする。

管工事業 今月は、対前年比の売上高は変わらなかった。今年度は、公共工事における管工事の発注がゼロに等しかった。

運輸業

軽貨物運送業 12月度、1月度と荷動きが少しだけ上向いてきたが、一年間を通して売上が落ち込む時期であり、荷動きが停滞した状態で推移している。燃料関係は徐々に値上がりしており経営環境が悪化している。引っ越しシーズン前のため、インターネットによる問い合わせは多いが、成約する確率はかなり低く、他の軽自動車運送事業者も同様の苦しい経営環境だと思われる。

貨物運送業 原油価格は、米国の原油在庫が予想以上に減少したことに加え、中国の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が減少したことと、米国のバイデン政権が成立を目指す1兆９千億ドル規模の大型経済政策に対する期待が継続し、先月より上昇に転じた。それに伴い国内燃料価格も値上げが続いており、組合員は苦境に立たされている。

中央会だよりに関するお問合せ

「中央会だより」では、県内中小企業組合の皆様の活動をPRするため、イベント情報や各種研修会・講習会等の開催情報を募集しております。お申込み・御相談をいただければ、当会より取材にお伺いします。

宮崎県中小企業団体中央会
〒880-0013 宮崎市松橋2丁目4番31号 宮崎県中小企業会館3F
[発行人] 堀之内 芳久　[編集人] 野口 和彦
[TEL] 0985-24-4278　[FAX]0985-27-3672
[URL] http://www.jimuka.or.jp　[E-mail] info@himuka.or.jp

広告

太陽ビジネスクラブセミナー

次世代塾 第7期生募集！

地場の中小企業の成長発展、そして存続こそが「雇用確保、地域経済」に大きく関係している状況下、後継者に求められる「経営力」は日増しに増大しています。

■日　　時　日 程　2021年6月より全12回を実施予定
　　時 間　10:00～17:00
■場　　所　宮崎太陽銀行　本店2Ｆ　大会議室
　　（宮崎市広島2丁目1番31号）
■対 象 者　企業の後継者、新経営者、経営陣、経営幹部
■募集定員　30名（1社3名様までとさせていただきます。）
■主　　催　㈱宮崎太陽銀行　太陽ビジネスクラブ
■問合せ先　㈱宮崎太陽銀行
　　営業統括部 TBC事務局
　　TEL：0985-60-6393（担当：南村）

テーマ

各テーマを各3回ずつ全12回

経営編（全3回）　～リーダーシップとマネジメント
戦略計画編（全3回）～戦略思考と計画力～
人材組織編（全3回）～組織形成と人材育成～
財務計数編（全3回）～計数感覚と収益構造～

（毎回第2木曜日開催、詳細はTBC事務局までご連絡ください）

受講料
TBC会員　12,000円　1テーマ／3,000円
非 会 員　36,000円　1テーマ／9,000円

宮崎太陽銀行

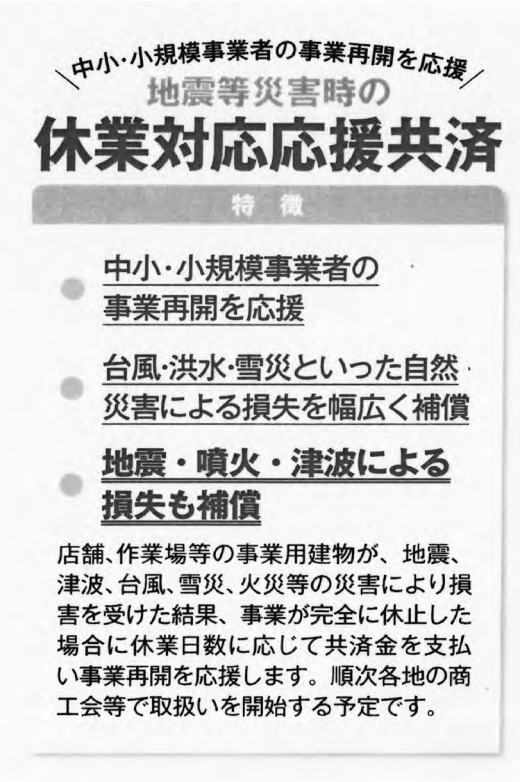

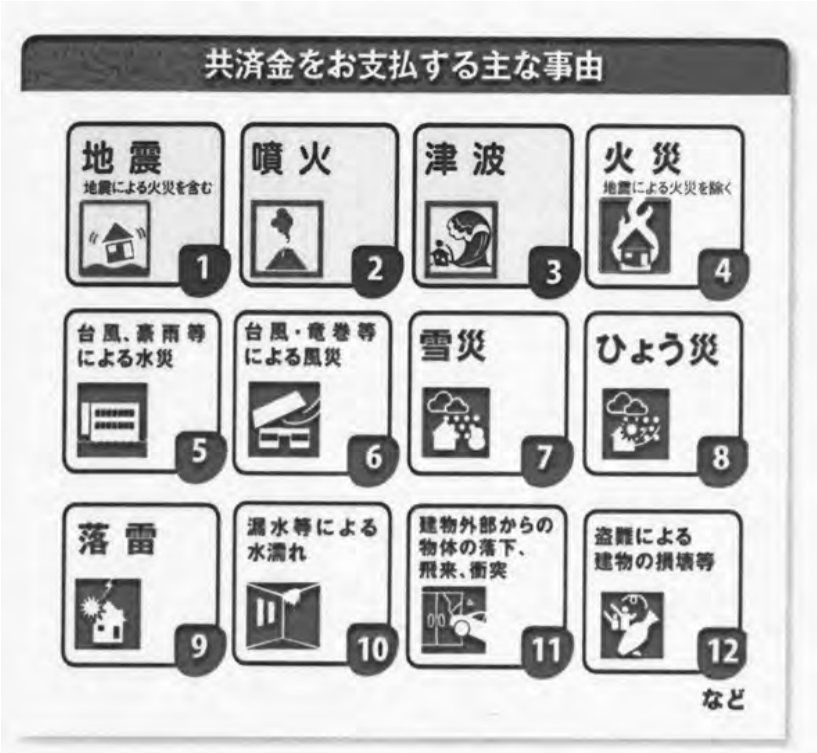

火災共済、医療総合保障共済、傷害総合補償共済
労働災害補償共済も大いにご活用ください!!

宮崎県火災共済協同組合

〒880-0013　宮崎県宮崎市松橋2丁目4番31号　宮崎県中小企業会館 4階
TEL 0985-24-1424　FAX 0985-23-9001

大樹生命保険株式会社
生命保険団体扱オーナーズプランのご案内

BESTパートナー 大樹生命

「経営者のリスクマネジメント」を目的に
組合員がご契約者となる生命保険契約です。

Owner's Plan

宮崎県中小企業団体中央会の会員組合の組合員がご契約者の場合、団体扱*となり、一般扱(口座振替扱月払等)よりも **割安な保険料** でご契約いただけます。

＊ 団体扱とは、宮崎県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございます。
※ 詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり－約款」を必ずご覧ください。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

よりそう保険。

大樹 Taiju Select セレクト

無配当保障セレクト保険

あなたにぴったりな保障を自由にセレクト!

詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり－約款」を必ずご覧ください。

オーナーズプランは、上記以外の商品もお取り扱いしています。詳しくは下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社　宮崎営業部
〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東3-1-47 宮崎プレジデントビル8F TEL:0985-27-1133
https://www.taiju-life.co.jp/

R-2021-1002(2021.4)

中央会だより
4・2021

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

01. 全国ネットワーク支援

全国ネットワークで、
企業間の連携をサポート。

47都道府県に広がる店舗網や、7万社以上のお客さまとのリレーションを活かし、商工中金はビジネスマッチングや事業承継・M&Aなど、企業の縁結びをサポートします。

02. 組合支援

中小企業組合の活動を、
情報と金融でサポート。

個々の企業では解決しきれないさまざまな課題に、連携して対応する中小企業組合。商工中金は、組合運営のフォローや情報提供、ご融資まで、組合活動を継続的にサポートします。

03. 海外展開支援

海外進出を、情報と金融で
継続的にサポート。

海外拠点や現地の政府機関、提携金融機関とのネットワークを活かし、商工中金はお客さまの海外進出検討段階から現地での事業拡大ニーズまで、幅広くサポートします。

宮崎支店 0985(24)1711 〒880-0811 宮崎市錦町1-10 ●JR宮崎駅西口(KITEN 1F)

https://www.shokochukin.co.jp/ 商工中金 検索

人を思う。未来を思う。
商工中金

令和3年4月10日発行 発行所 宮崎県中小企業団体中央会 宮崎市松橋2丁目4番31号(宮崎県中小企業会館3階) 電話(0985)24-4278 発行人 堀之内 芳久 編集人 野口 和彦 定価 200円
〒880-0912 宮崎市大字赤江字飛江田931番地 電話(0985)78-2324
企画・デザイン・印刷 宮崎紙工印刷(株)